

福県医発第1856号（地）
令和2年10月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスの感染により事業停止等
となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

今般、独立行政法人福祉医療機構より日本医師会を通じて、別添の通り当該優遇
融資の条件について、貸付金の限度額等の更なる拡充が行われることになった旨、
連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ
の周知方よろしくお願いいたします。

なお、詳細は独立行政法人福祉医療機構にご相談ください。

また、本県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等
に対し、無利子・無担保、保証料ゼロの資金繰り支援を別紙1及び別紙2のとおり
実施されておりますことを申し添えます。

- ・独立行政法人福祉医療機構のホームページ
(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

税経第6号

令和2年9月17日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 松本 吉郎
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスの感染により事業停止等
となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

独立行政法人福祉医療機構は、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合において対応すべく、医療貸付事業では、長期運転資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を実施していましたが、この度、別添の通り、当該優遇融資の条件について、貸付金の限度額等の更なる拡充が行われることとなりました。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

詳細は独立行政法人福祉医療機構にご相談ください。

なお、独立行政法人福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

病院1億円、診療所4千万円を超えるお借入れのお客様へ重要なお知らせ

令和2年9月15日

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長

無利子・無担保貸付額の確認のご案内

当機構の業務につきましては、平素より種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当機構におきましては、新型コロナウイルス長期運転資金の融資条件を従来の優遇条件に加え、以下のとおり見直いたしました。

前年同月と比較して、医業収益が30%以上減少した月が1月以上ある医療機関

- 1 貸付限度額の引上げ(病院7.2億円→10億円、診療所4千万円→5千万円)
- 2 無利子枠の上限の引上げ(病院1億円→2億円、診療所4千万円→5千万円)
- 3 無担保枠の上限の引上げ(病院3億円→6億円、診療所4千万円→5千万円)

※保証人不要制度のご利用に係る0.15%は、無利子の対象となりませんのでご注意ください。

なお、医業収益が30%以上減少した場合の例は次のとおりです。

医業収益が30%以上減少に該当する例

令和1年5月の医業収益 3億円

令和2年5月の医業収益 2億円

減収1億円(33.3%の減収)

※対象となる期間は、令和2年2月から令和2年8月となります。

これにより、医業収益が30%以上減収した月が1月以上ある場合は、当初5年間の無利子貸付額の内容が変更となり、お支払いいただく利息が減額になる場合がございます。

既に借入申込をされた方で、融資申込金額が病院については1億円、診療所については4千万円を超える方につきましては、契約手続き後、改めてご連絡させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

また、担保を差し入れてお借入れされている場合は、上記3のとおり担保内容が変更となる可能性があるほか、追加融資の選択肢もありますので、ご不明な点等につきましては以下のお問い合わせ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

<お問合せ先・ご回答先>

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 事業統括課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階

TEL 03-3438-0213(月曜～金曜 9:00～17:00)

FAX 03-3438-0659

[お問い合わせフォーム](#)

※現在、電話回線が混雑しており、お電話が繋がりにくい場合がございます。

お客様には大変ご迷惑をおかけしますが、FAXにてご連絡先、ご担当者をご連絡ください。折り返しご連絡させていただきます。

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しているところですが、今般、**1か月間の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所**に対して、経営上必要な資金を融通し重点的な支援を行う観点から、**貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について更なる拡充**を行いました。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

融資条件（全施設共通）	
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。

病院・診療所					
貸付利率		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2
	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病 院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円			
無担保貸付		[病 院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額			

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
貸付利率		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）	
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円	
無担保貸付		1億円 4,000万円	

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い	当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に 3年間（最長3年6か月） の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。
----------	---

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者
に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

福祉医療貸付事業における新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金（長期運転資金）及び既往貸付について、取扱いの一部を改正し、以下のとおり対応することとしました。

※「2. 貸付条件」内の下線部が令和2年9月15日改正内容になります）

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を経営している事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方。

2. 貸付条件

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15 年以内 (5 年以内)
貸付利率	当初 5 年間 6,000 万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は 1 億円）まで無利子 ※当該金額を超えた部分は 0.2% 6 年目以降 0.2%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000 万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は 1 億円）まで無担保

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15 年以内 (5 年以内)
貸付利率	当初 5 年間 病院 1 億円(2 億円)・老健・介護医療院 1 億円、診療所 4,000 万円 (5,000 万円) ・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円まで無利子 但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病院 1 億円 (2 億円)、診療所 4,000 万円 (5,000 万円)」または「当該医療機関の前年同月からの減収 2 か月分」の高い方まで無利子 ②政策医療を担う医療機関については、「病院 1 億円 (2 億円)、診療所 4,000 万円 (5,000 円)」または「当該医療機関の前年同月からの減収 1 か月分」の高い方まで無利子 ※当該金額を超えた部分は 0.2% 6 年目以降 0.2%

貸付金の限度額	「病院 7.2 億円（10 億円）、老健・介護医療院 1 億円、診療所 4,000 万円（5,000 万円）・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 12 か月分」の higher 方
無担保貸付	病院 3 億円（6 億円）、老健・介護医療院 1 億円、診療所 4,000 万円（5,000 万円）・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円まで無担保 但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病院 3 億円（6 億円）、診療所 4,000 万円（5,000 万円）」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 6 か月分」の higher 方まで無担保 ②政策医療を担う医療機関については、「病院 3 億円（6 億円）、診療所 4,000 万円（5,000 万円）」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 3 か月分」の higher 方まで無担保

※ 1 貸付利率は福祉貸付事業、医療貸付事業とも令和 2 年 9 月 1 日現在のものです。

※ 2 医療貸付事業（長期運転資金）の貸付利率欄、貸付金の限度額欄、無担保貸付欄の括弧内の金額は、前年同月と比較して医業収益が 30%以上減少した月が 1 月以上ある医療機関に適用される金額です。

3. 既往貸付に関するご相談の方

当面 6 か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長 3 年間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

【お問い合わせ先】

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ ～「新型コロナウイルス感染症対応資金」のご案内～

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和2年6月25日時点)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者(個人事業主含む)の皆様に対し、福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロの資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」

融資対象者	市町村から以下のいずれかの認定を受けた方 ①セーフティネット保証4号(売上高▲20%以上) ②セーフティネット保証5号(売上高▲5%以上) ③危機関連保証(売上高▲15%以上)
融資限度額	4,000万円
資金用途	運転・設備資金(借換資金含む)
融資利率	実質無利子 (3年経過後1.3%)
保証料率	0%
担保	無担保
融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
保証人	個人は不要 法人は一定要件(①法人・個人の分離、②資産超過)を満たせば不要
申込期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日
申込先	指定金融機関、商工会議所・商工会、中央会(組合関係)

融資利率

融資対象者のうち、下記に該当する方については、事後的に所定金利(1.3%)相当分について利子補給(キャッシュバック)が行われ、**3年間実質無利子**となります。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る。
※融資対象者②のうち上記以外の方については、融資利率1.3%となります。

保証料

融資対象者のうち、下記に該当する方については、**保証料(0.85%)の全額が減免**されます。

- ・融資対象者①～③のうち売上高▲15%以上の方
- ・融資対象者②のうち、個人事業主

※個人事業主については、事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る。
※融資対象者②のうち上記以外の方については、保証料率0.425%(経営者保証免除の場合は0.525%)となります。
※条件変更に係る保証料については減免の対象となりません。

中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<フリーダイヤル経営相談窓口>

コロナ いなく(なれ)
☎0120-567-179(通話無料)
9時から17時(土日・祝日も対応)

※掲載している情報は、今後変更となる可能性があります。
最新の情報・詳細については県のHPをご覧ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>

<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	TEL 092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	TEL 092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL 0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL 093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL 0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	TEL 092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	TEL 092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	TEL 092-710-6195



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和2年5月1日時点)

福岡県では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆さまに対し、福岡県の制度融資「緊急経済対策資金」による資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

・市町村にて「危機関連保証」又は「セーフティネット保証4号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円(危機関連保証は別枠1億円)
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0%(県が0.8%分を全額負担)
対象業種	全業種

危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比15%以上減少した方が対象となります。

セーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比20%以上減少した方が対象となります。

・市町村にて「セーフティネット保証5号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0.7%
対象業種	全業種

セーフティネット保証5号

対象業種(※)に属する事業を行っており、売上高等が前年同期比5%以上減少した方が対象となります。

※対象業種

全国的に業況の悪化している業種を国が指定しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年5月1日からセーフティネット保証5号の対象業種が全業種に拡大されました。

中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<フリーダイヤル経営相談窓口>

コロナ いなく(なれ)
☎0120-567-179(通話無料)
9時から17時(土日・祝日も対応)

※掲載している情報は、今後変更となる可能性があります。
最新の情報については県のHPをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>



<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	TEL 092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	TEL 092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL 0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL 093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL 0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	TEL 092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	TEL 092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	TEL 092-710-6195



福岡県